許可番号 第００１４００２０６５６号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　北海道名寄市字徳田２４８番地１８
氏　名　岩守産業株式会社
　　代表取締役　寺島　峻介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事　鈴木　直道

許可の年月日　　令和６年（２０２４年）７月２８日

許可の有効年月日　　令和１１年（２０２９年）７月２７日

１．事業の範囲
埋立（がれき類、廃プラスチック類（ただし、自動車等破砕物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破砕に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）、廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって不要物であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）。以下同じ。）及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、**金属くず**（自動車等破砕物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、**ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず**（自動車等破砕物、廃ブラウン管（側面部）、廃石膏ボード、廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。）、**ゴムくず**、以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）、
破砕（廃プラスチック類、木くず、ゴムくず）、
破砕（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード））、
再生骨材等の製造（破砕（がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、
天日乾燥（汚泥）、
破砕・溶融固化（廃プラスチック類）、
造粒固化（無機性汚泥に限る）。以下余白。

２．事業の用に供するすべての施設
（１）施設の種類　安定型最終処分場
　設置場所　北海道名寄市字瑞穂２３２、２４８、９４５番
　設置年月日　平成１０年（1998年）９月１９日
　処理能力　１２，５２８平方メートル、８９，８０８立方メートル
　許可年月日　平成１０年（1998年）６月１６日
　許可番号　上環生第４１６２号

（２）施設の種類　がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破砕施設
　設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番、２６１番２
　設置年月日　平成２２年（2010年）１０月５日
　処理能力
　（がれき類）
　　１，３６０ｔ／日（８時間）１７０ｔ／時間
　（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）
　　１，３６０ｔ／日（８時間）１７０ｔ／時間
　許可年月日　平成２２年（2010年）９月２７日
　許可番号　上環生第８４１－２号

（２頁へ続く）

令和６年（２０２４年）７月２２日許可証交付　　（上川総合振興局）

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです

（３）施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
設置年月日　平成１３年（2001年）１１月３０日
処理能力　１０．４ｔ／日（８時間）１．３ｔ／時間
許可年月日　平成１３年（2001年）１１月９日
許可番号　上環生第４０１８－４号

（４）施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
札幌市、旭川市又は函館市の区域を除く北海道内一円（工事現場又は工事と一体的に管理されている産業廃棄物の仮置き場内において、工事の一環として期間を区切って設置する場合に限る。）
設置年月日　平成２２年（2010年）６月２２日
処理能力　３２０ｔ／日（８時間）４０ｔ／時間
許可年月日　平成２２年（2010年）６月１９日
許可番号　上環生第８４０号

（５）施設の種類　木くずの破砕施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
設置年月日　平成２２年（2010年）６月２２日
処理能力　３２０ｔ／日（８時間）　４０ｔ／時間
許可年月日　平成２２年（2010年）６月１９日
許可番号　上環生第８４１号

（６）施設の種類　紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード）の破砕施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
設置年月日　平成１２年（2000年）７月１９日
処理能力　８ｔ／日（８時間）１ｔ／時間

（７）施設の種類　廃プラスチック類、ゴムくずの破砕施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２４８番
設置年月日　平成１３年（2001年）１月２２日
処理能力
（廃プラスチック類）
４．８ｔ／日（８時間）０．６ｔ／時間
（ゴムくず）
４．８ｔ／日（８時間）０．６ｔ／時間

（８）施設の種類　汚泥の天日乾燥施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２５９番
設置年月日　平成１５年（2003年）７月２９日
処理能力　９６．７２㎥／日（２４時間）４．０３㎥／時間

（９）施設の種類　廃プラスチック類の破砕・溶融固化施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
設置年月日　平成３０年（2018年）２月２２日
処理能力　６４０kg／日（８時間）８０kg／時間

（１０）施設の種類　汚泥の造粒固化施設
設置場所　北海道名寄市字瑞穂２５８番
設置年月日　平成２３年（2011年）３月３０日
処理能力　３２０㎥／日（２４時間）４０㎥／時間

（３頁へ続く）

（上川総合振興局）

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです

（１１）施設の種類　　保管場所１
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　　９２０㎡
種類
・がれき類。（コンクリート廃材）
保管上限　２，１３８．０４㎥
高さ　　５．７５ｍ

（１２）施設の種類　　保管場所２
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　　１４０㎡
種類
・がれき類。（コンクリート廃材）
保管上限　１０８．２１㎥
高さ　　１．７５ｍ

（１３）施設の種類　　保管場所３
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６１番２
面積　　１，６００㎡
種類
・がれき類。（コンクリート廃材）
保管上限　３，６６６．６７㎥
高さ　　５ｍ

（１４）施設の種類　　保管場所４
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６１番２
面積　　１２５㎡
種類
・がれき類。（コンクリート廃材）
保管上限　７２．９２㎥
高さ　　１．２５ｍ

（１５）施設の種類　　保管場所５
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２５９番
面積　　１８０㎡
種類
・がれき類。（アスファルト廃材）
保管上限　１８０㎥
高さ　　３ｍ

（１６）施設の種類　　保管場所６
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　　２，２５０㎡
種類
・木くず。
保管上限　７，５００㎥
高さ　　１０ｍ

（１７）施設の種類　　保管場所７
設 置 場 所　　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　　２，０２５㎡
種類
・木くず。
保管上限　７，５９３．７５㎥
高さ　　１１．２５ｍ

（４頁へ続く）

（上川総合振興局）

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです

（１８）施設の種類　保管場所８
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　８１５．４㎡
種類
・木くず。
保管上限　１，３４５．４１㎥
高さ　５ｍ

（１９）施設の種類　保管場所９
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２５８番
面積　１，９９０．６㎡
種類
・木くず。
保管上限　６，１３７．６㎥
高さ　９．２５ｍ

（２０）施設の種類　保管場所１０
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２５９番
面積　４７．２８㎡
種類
・汚泥。
保管上限　２０．７３㎥
高さ　０．９８５ｍ

（２１）施設の種類　保管場所１１
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２５９番
面積　４７．２８㎡
種類
・汚泥。
保管上限　２０．７３㎥
高さ　０．９８５ｍ

（２２）施設の種類　保管場所１２
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２５８番
面積　１０６．７５㎡
種類
・汚泥。
保管上限　１７６㎥
高さ　４．２７ｍ

（２３）施設の種類　保管場所１３
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　４８．５８㎡
種類
・紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃石膏ボード）。
保管上限　５２．６５㎥
高さ　２．７２ｍ

（２４）施設の種類　保管場所１４
設 置 場 所　北海道名寄市字瑞穂２６０番
面積　８１．１７㎡
種類
・廃プラスチック類。（発泡スチロール）
保管上限　３２４．６８㎥

（５頁へ続く）

（上川総合振興局）

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです

３．許可の条件

（１）平成２２年（2010年）６月１９日付け上環生第８４０号許可木くずの破砕施設の移動に当たっては、事業を開始する１週間前までに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用計画書（別記様式３）を提出すること。

なお、施設の稼働によって、周辺の生活環境に支障を及ぼすと認められる場合は、計画の変更を指示することがあること。

（２）当該事業が終了した場合は速やかに北海道知事に移動式がれき類等破砕施設使用終了報告書（別記様式４）を提出すること。

４．許可の更新又は変更の状況

平成　８　年（1996年）	６　月１２日	変更許可（破砕（木くず）の追加。）
平成１１年（1999年）	３　月　４　日	変更許可（埋立（ゴムくず）、破砕（がれき類）の追加。）
平成１１年（1999年）	７　月２８日	許可の更新
平成１２年（2000年）	７　月１９日	変更許可（破砕・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の追加。）
平成１５年（2003年）	７　月２９日	変更許可（破砕（廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）、天日乾燥（汚泥）の追加。）
平成１６年（2004年）	３　月３０日	変更許可（破砕・溶融固化（廃プラスチック類）の追加。）
平成１６年（2004年）	７　月２８日	許可の更新
平成１８年（2006年）	１１月１７日	事業の一部廃止届出（分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）の削除。）
平成２１年（2009年）	７　月２８日	許可の更新
平成２３年（2011年）	６　月２８日	変更許可（造粒固化（無機性汚泥）の追加。）
平成２６年（2014年）	７　月２８日	許可の更新
平成２９年（2017年）	１０月　１　日	施行令改正（水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く旨の加筆。）
令和　元　年（2019年）	７　月２８日	許可の更新
令和　６　年（2024年）	７　月１６日	事業の一部廃止届出（ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びに廃プラスチック類の保管場所の廃止）
令和　６　年（2024年）	７　月２８日	許可の更新

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の有無　　有　・　無

（上川総合振興局）

本許可証はホームページよりダウンロードされたものです